

薬王堂鹿沼栗野店 鹿沼市指導事項等に対する回答

【鹿沼市】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	総合政策部	意見なし	—
2	行政経営部	意見なし	—
3	市民部	意見なし	—
4	財務部	意見なし	—
5	保健福祉部	意見なし	—
6	こども未来部	意見なし	—
7	経済部	意見なし	—
8	都市建設部	意見なし	—
9	環境部 環境政策課 脱炭素推進係 担当：高木 TEL:0289-64-3194 FAX:0289-65-5766	要望になりますが、脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、建屋の壁・窓などを高気密・高断熱設備とすることなどについてもご検討ください。	脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、建屋の壁・窓などを高気密・高断熱設備とすることなどについて検討いたします。
10	環境部 環境保全課 環境保全係 担当：宇賀神・金子 TEL:0289-65-1064 FAX:0289-65-5766	南東側に住宅地が隣接しているため、事業活動に伴って騒音・振動・悪臭や照明光等苦情が有った場合は、対策を苦情者と協議してください。	南東側に住宅地が隣接しているため、事業活動に伴って騒音・振動・悪臭や照明光等苦情が有った場合は、対策を苦情者と協議いたします。
11	上下水道部 水道課 給水係 担当：荒井 TEL:0289-65-3143 FAX:0289-65-3185	配水管から給水する場合や、給水装置工事を行う場合は、水道課給水係と協議が必要となります。	配水管から給水する場合や、給水装置工事を行う場合は、水道課給水係と協議いたします。

12	教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 担当：寺崎 TEL:0289-63-2239 FAX:0289-63-2118	近隣の道路が通学路に該当しているため、工事に当たっては、安全に十分注意すること。	近隣の道路が通学路に該当しているため、工事に当たっては、安全に十分注意いたします。
13	教育委員会事務局 文化課 文化財係 担当：川上 TEL:0289-62-1172 FAX:0289-65-6742	当該区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在していないため事業に支障はないが、工事中新たに遺跡と思われるものを発見した場合には、速やかに教育委員会まで届出し協議すること。	工事中新たに遺跡と思われるものを発見した場合には、速やかに教育委員会まで届出し協議いたします。
14	消防本部 予防課 指導保安係 担当：宮本 TEL:0289-63-1154 FAX:0289-63-5520	建物を建築する場合、消防法に基づく消防設備等を設置し、設置届出後、消防検査を受けてください。 変電設備を設置する場合は、火災予防条例に基づき設置し、設置する前にあらかじめその旨を消防長に届け出てください。 危険物を貯蔵及び取扱う場合は、消防法令に適合させ、届出または許可申請をしてください。 その他、消防法令等に適合させ、維持管理してください。	建物を建築する場合、消防法に基づく消防設備等を設置し、設置届出後、消防検査を受けます。 変電設備を設置する場合は、火災予防条例に基づき設置し、設置する前にあらかじめその旨を消防長に届け出いたします。 危険物を貯蔵及び取扱う場合は、消防法令に適合させ、届出または許可申請をいたします。 その他、消防法令等に適合させ、維持管理するようにいたします。
15	消防本部 警防救急課 警防係 担当：荒木 TEL:0289-63-1146 FAX:0289-63-5510	建物を設置する場合、開発行為に伴う消防水利の設置に関する協議が必要です。	建物を設置する場合は、開発行為に伴う消防水利の設置に関する協議を行います。

薬王堂鹿沼栗野店 栃木県指導事項等に対する回答

【栃木県】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	総合政策課 担当：伊藤 TEL:028-623- 2267 FAX:028-623- 3924	意見なし	-
2	県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623- 3076 FAX:028-623- 2121	<p>1 午後11時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18歳未満）に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をしていただくようお願いいたします。</p> <p>2 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。</p> <p>3 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書类等が有害図書等に該当するのかを理解し、有害図書等については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には、有害図書等は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。</p>	<p>1 午後11時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18歳未満）に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）するようにいたします。</p> <p>2 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。</p> <p>3 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。</p>
3	環境保全課 担当：溝口・前田 TEL:028-623- 3188 FAX:028-623- 3138	<p>・ 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。（回答不要）</p> <p>・ 3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県西環境森林事務所環境対策課（0288-23-1000）と協議してください。</p>	<p>・ -</p> <p>・ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になることを確認しました。所管する県西環境森林事務所環境対策課と協議いたします。</p>

4	資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623- 3107 FAX:028-623- 3113	○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、可能な限り対応いたします。
5	交通政策課 担当：齋藤・杉山 TEL:028-623- 2409 FAX:028-623- 2399	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
6	道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623- 2414 FAX:028-623- 2417	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	－
7	道路保全課 担当：木村 TEL:028-623- 2429 FAX:028-623- 2431	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、鹿沼土木事務所と協議願います。	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要になることを確認しました。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないようにいたします。 ※指導事項等については、鹿沼土木事務所と協議いたします。
8	上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623- 2507	汚水排水計画及び雨水排水計画については、鹿沼市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、鹿沼市担当課と協議いたします。

9	<p>都市政策課 担当：室井 TEL:028-623- 2801 FAX:028-623- 2595</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt; ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市政策課と協議してください。 ・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出の要否について、鹿沼市都市政策課と協議してください。 (協議先：鹿沼市都市政策課 0289-63-2209)</p> <p>&lt;開発指導担当&gt; ・都市計画法における開発許可等の要否について、鹿沼市建築指導課と協議してください。 (協議先：鹿沼市建築指導課 0289-63-2215)</p> <p>&lt;計画担当&gt; ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、鹿沼市都市政策課（駐車場法担当）に確認してください。 (協議先：鹿沼市都市政策課 0289-63-2209) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：鹿沼市都市政策課 0289-63-2209)</p> <p>&lt;盛土安全推進班&gt; ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt; ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市政策課と協議いたします。 ・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出の要否について、鹿沼市都市政策課と協議いたします。</p> <p>&lt;開発指導担当&gt; ・都市計画法における開発許可等の要否について、鹿沼市建築指導課と協議いたします。</p> <p>&lt;計画担当&gt; ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、鹿沼市都市政策課（駐車場法担当）に確認いたします。 ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めます。</p> <p>&lt;盛土安全推進班&gt; ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。</p>
10	<p>都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623- 2464 FAX:028-623- 2477</p>	<p>意見なし</p>	<p>—</p>

11	建築指導課 担当：豊田・小林 TEL:028-623- 2863	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、鹿沼市都市建設部建築指導課（TEL：0289-63-2242）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、鹿沼市都市建設部建築指導課と協議いたします。
12	警察本部 交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623- 3808 FAX:028-623- 3808	○令和8年4月17日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○－ ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
13	経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	指導事項なし	－